

## 第2次（期）泉大津市教育振興基本計画策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名

第2次（期）泉大津市教育振興基本計画策定支援業務

### 2 目的

本業務は、教育基本法第17条第2項に定める教育振興のための基本計画として「第2次（期）泉大津市教育振興基本計画」（以下、計画という）策定に係る基礎調査及び資料作成、児童生徒等の意識の把握、各種会議の運営等の業務支援を行うとともに計画的な行政運営を図るための基本計画の策定を目的とする。

さらには、市が既に示している総合計画をはじめとする各分野の個別計画や国・府の関連計画との整合性を踏まえた、実効性の高い計画を策定し、その効果的な推進を図ること。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

### 4 業務内容

本業務は、計画策定支援業務に係る一式とし、内容は、おおむね以下のとおりとする。

#### （1）教育政策の動向及び上位計画の整理

##### ア 国等の計画や審議会等における教育政策の動向の把握と整理

国等の諸法令、計画や審議会等における教育政策の動向を把握するとともに、本市の上位計画等と関連する情報を収集し、教育振興基本計画の前提条件を整理する。

##### イ 本市の各種計画との関係の整理

本市の条例等の整合や総合計画をはじめとする各分野の個別計画との関係を整理する。

#### （2）本市の教育の現状及び課題の分析

##### ア 現行計画の検証評価業務支援

- ・ 検証・評価手法の提案・検討
- ・ 検証・評価報告書作成
- ・ 検証・評価による課題抽出
- ・ 検証・評価を踏まえた次期計画への反映提案

##### イ アンケート調査

計画策定のための基礎資料となるアンケート調査を実施する。

アンケート調査を行うにあたり、設問の作成支援、回収、分析も本業務委託内に

含むものとする。

① 就学前施設

私立公立就学前教育・保育施設園所職員に対してのアンケート

② 小中学校

a タブレット等を活用したアンケート

児童・生徒、保護者に対するアンケート

b 校務支援システムを活用したアンケート

学校教職員に対してアンケート

c 学校運営協議会でのアンケート

小中学校全 11 校に設置済みの学校運営協議会委員等に対するアンケート

ウ その他、教育の現状及び課題等に関する調査・分析

上記から得た本市における教育の現状や課題等の分析及びその他自治体の先進事例等、教育に関する動向等、社会教育分野も含む情報収集を踏まえた総合分析

(3) 計画（案）の策定支援

教育政策の動向及び上位計画、本市の現状及び課題を踏まえ、今後 4 年を見通した教育振興基本計画（案）を作成する。

計画（案）の策定にあたっては、今後も教育政策も目まぐるしく変化していくことが予想される状況下において、本市が展開する教育政策においても、柔軟に対応できるよう、また、児童・生徒ならびに保護者や教員、市民に対し、本市がめざす教育を明確にするとともに、手に取りやすく、目を通しやすい、伝わりやすさを重視することに重点を置き、計画の軸となる方針やその考え方を示すものとする。

（計画本編：A 3 表裏 1 枚程度）

ア 各種調査内容の結果、分析を踏まえ取りまとめ

イ 意見の集約、取りまとめ

ウ 計画の軸となる方針等の提案・検討

(4) 会議の運営支援

ア 各種会議体における運営支援（想定している会議体等は別紙参照）

・会議への出席（助言、提言、ヒアリング等）

・会議での意見の整理、取りまとめ会議録の作成

・会議関係資料の作成

・その他、意見等に対する助言

イ その他意向把握の手法提案

※外部委員に対する謝礼金等は経費計上すること。

- (5) パブリックコメントの実施支援（令和6年12月予定）
  - ア 関連資料等の作成
  - イ 意見の取りまとめ及び計画（案）への反映
- (6) 計画の進行管理の手法提案  
実効性のあるものとするための予算、評価、計画が一体的に連動した進行管理手法の提案
- (7) 計画の効果的なPR手法の提案  
策定した計画を市民に対して効果的に周知できる手法の提案

## 5 成果品

- (1) 教育振興基本計画原稿データ一式
- (2) 基礎調査に関する報告書
- (3) 検証・評価報告書
- (4) 調査分析報告書
- (5) 会議録等一式
- (6) その他市が必要とするもの

## 6 著作権及び版權

- (1) 本契約で作成された印刷物の著作権及び版權は、泉大津市に帰属するものとする。
- (2) 本契約の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真及びネガフィルム等については、泉大津市に譲渡すること。
- (3) 泉大津市が前号の規定により引渡しの請求をしたときは、泉大津市の指定する方法に従い、指定された期日までに、これらを引き渡さなければならない。

## 7 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、当市との協議を要するものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、十分な知識を有する者を配置すること。
- (4) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と別途協議する。

8 事務局（問合せ先）

泉大津市教育委員会事務局教育部教育政策課

住所：〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話：0725-33-1131（代表）

FAX：0725-33-0670

E-MAIL：[kyouiku@city.izumiotsu.osaka.jp](mailto:kyouiku@city.izumiotsu.osaka.jp)

想定している会議体等

1. 教育委員会会議  
教育委員による意見交換を行う。なお、令和6年度内に2回、外部委員を招いての委員会を行う。  
【開催頻度・時期】 月1回（全12回）
  
  2. 社会教育委員会会議  
社会教育委員による意見交換を行う。  
【開催頻度・時期】 5月、11月、2月頃（全3回）
  
  3. 総合教育会議  
市長部局と教育長部局における会議体  
【開催頻度・時期】 6月、12月（全2回）
- ※上記1～3の会議体に関しては、出席を要さない。議事録を共有する予定。（外部委員を招いての会議は除く）
4. 庁内会議  
計画の方向性について意見交換、進捗状況の報告等を行う。  
【開催頻度・時期】 適宜